



薬生薬審発 1225 第 9 号
薬生安発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公印省略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公印省略)

ヒトパピローマウイルス感染症予防に用いられる組換え沈降 4 倍ヒトパピローマ
ウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）（ガーダシル水性懸濁筋注シリソジ）
の製造販売承認事項一部変更承認に係る留意事項について

組換え沈降 4 倍ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）（販売名：
ガーダシル水性懸濁筋注シリソジ。以下「本剤」という。）について、製造販売業者からの製造販売承認事項一部変更承認申請に基づき、別紙のとおり、本日、一部変更承認を行ったところです。

本剤の接種にあたっては、下記の点に留意した上で接種を行うよう、貴管下の医療機関に対して周知をお願いします。

なお、本剤の製造販売業者、関係学会等に本通知の写しを送付することを申添えます。

記

1. 製造販売後調査等への協力について

製造販売業者は、本剤を納入する医療機関に対し、適切に情報提供・注意喚起を行うなどの安全性情報提供活動を行うことに加え、一定期間、本剤を接種した男性の可能な限り全例について、安全性に関する情報の検出・確認を行うことを目的とした使用成績調査を行うこととしています。

については、本剤を男性に接種する可能性がある医療機関、医師等においては、製造販売業者が行う本剤の製造販売後調査や安全性監視活動等について

別紙

| | 新 | 旧 |
|--------|---|--|
| 効能又は効果 | <p>ヒトパピローマウイルス 6、11、16 及び 18 型の感染に起因する以下の疾患の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸癌（扁平上皮癌及び腺癌）及びその前駆病変（子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）1、2 及び 3 並びに上皮内腺癌（AIS）） ・外陰上皮内腫瘍（VIN）1、2 及び 3 並びに膣上皮内腫瘍（VaIN）1、2 及び 3 ・<u>肛門癌（扁平上皮癌）及びその前駆病変（肛門上皮内腫瘍（AIN）1、2 及び 3）</u> ・尖圭コンジローマ | <p>ヒトパピローマウイルス 6、11、16 及び 18 型の感染に起因する以下の疾患の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸癌（扁平上皮<u>細胞</u>癌及び腺癌）及びその前駆病変（子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）1、2 及び 3 並びに上皮内腺癌（AIS）） ・外陰上皮内腫瘍（VIN）1、2 及び 3 並びに膣上皮内腫瘍（VaIN）1、2 及び 3 ・尖圭コンジローマ |
| 用法及び用量 | 9 歳以上の者に、1 回 0.5 mL を合計 3 回、筋肉内に注射する。通常、2 回目は初回接種の 2 カ月後、3 回目は 6 カ月後に同様の用法で接種する。 | 9 歳以上の女性に、1 回 0.5mL を合計 3 回、筋肉内に注射する。通常、2 回目は初回接種の 2 カ月後、3 回目は 6 カ月後に同様の用法で接種する。 |

※下線部変更